

		<p>メントシステムを効果的に活用し、引き続き、製品やサービスの品質向上を目指していく。</p>
<p>4 危機管理対応力の向上</p>	<p>・水道局と連携して災害発生時の対応を取るために、更なる危機管理対応力の向上</p>	<p>・災害発生時における確な対応が取れるよう、「震災応急対策計画」や「震災時行動マニュアル」を適時改定するとともに、水道局との合同の防災訓練等への参加や、TSS 独自で訓練等を実施することで、TSS が担う「応急対策の補完業務」を十分果たせるように、危機管理対応力を向上していく。</p>
<p>5 海外水道事業体への貢献</p>	<p>・途上国で必要とされる水道インフラの整備や改善には、長い時間と多くの資金を要することから、相手国の水道事業体をはじめ、民間企業とも連携しながら、息の長い持続的な取組が必要</p>	<p>・独立行政法人国際協力機構（通称：JICA）技術協力プログラムや無収水準（NRW）低減事業等について、東南アジアを中心に国際展開を図っていく。</p> <p>・水道局や東京水道インターナショナル株式会社とともに、東京水道で培ってきた技術・ノウハウを活用し、民間企業等とも連携しながら、国際貢献ビジネスに取り組んでいく。</p>

(TSS 「中期事業運営方針」より監査人が作成)

TSS では、このような中期事業運営方針を定めているが、具体的な数値目標を設定した中長期的な事業方針は策定していない（単年度の予算管理として収入額と支出額の子測値を立てて収支子測を作成し、定期的に実績額との比較・分析、収支子測の見直しやそれに伴う社内対策の実施は行っている）。このような具体的な数値目標を設定していないことの理由については、TSS によれば、局の要望（受託範囲の拡大等）等に応えていくに当たって、中長期的で具体的な数

値目標を設定する必要が必ずしも高くない状況に鑑み、中長期的な具体的数値目標は設定しないと判断しているとのことである。

総務局が平成 18 年 7 月に発表した東京都監理団体中期経営計画によれば、TSS は具体的な数値目標を設定した中長期的な事業計画を掲げていた。この点、TSS は、当時は多摩地区 25 市町の事業委託解消に向け、水道局からの委託業務が段階的に TSS に移管することが具体的、明確であったことから、事業計画の策定が可能であったが、現在は状況が異なることから事業計画を設定していないとのことである。

しかしながら、TSS は、業務の確実な履行や効率的な事務等に向けた提案など、水道局の期待等に添えていく役割を担っており、その期待をいかに達成していくかが独立した法人として求められていると考えられる。したがって、TSS は、中長期的に達成すべき目標水準と、そのために必要となる施策に対する優先順位を明確にし、効率的効果的に事業を進めるためには、水道局で作成する経営計画や長期の見通し等を共有した上で、具体的な数値目標を設定した中長期的な事業方針を策定し、年度ごとに当該方針と実績を比較し、適宜修正するという経営管理が必要であると考えられる。

(意見 2-2) 中長期的な事業方針の策定について

TSS は具体的な数値目標を設定した中長期的な事業方針を策定していない。中長期的に達成すべき目標水準と、そのために必要となる施策に対する優先順位を明確にし、効率的かつ効果的に事業を進めるためには、具体的な数値目標を設定した中長期的な事業方針を策定し、年度ごとに当該方針と実績を比較し、適宜修正するという経営管理が必要である。

したがって、業務の確実な履行と効率的な事業執行を推進するため、水道局で作成する経営計画や長期の見通し等を共有した上で、具体的な数値目標を設定した中長期的な事業方針を策定し、これに基づき適切な事業運営に取り組みたい。

3. プロジェクト別原価管理について

平成25年度において、TSSの水道局からの受託業務は表6-02のとおりであり、受託金額合計は144億51百万円である。これは、平成25年度のTSSの総受託額147億20百万円の98.1%を占める。なお、平成25年度の売上高では、総額143億38百万円のうち水道局への売上高が140億76百万円と98.1%を占めている。

表6-02 平成25年度の水道局からの受託業務

(単位：千円)

受託業務	契約金額
水道施設の管理	3,563,100
水道施設の運転管理	2,564,454
管路維持管理	2,060,435
給水装置業務	1,862,200
配水小管工事監督	770,500
配水小管設計	636,600
浄水場等の運転管理	562,000
残留塩素消費量の低減対策	541,805
他企業工事の立会	473,152
配水本管等工事監督	382,400
給水所等の維持保全	216,200
配水本管等設計	171,210
貯蔵品管理	122,470
水道水源林保全管理	119,500
その他各種業務	405,601
合計	14,451,628

(TSS作成資料より監査人が作成)

(注) 契約金額であるため、売上高とは一致していない。

TSSは内部資料として、個別の案件・プロジェクトごとの原価を把握するために「執行実績表」を作成している。TSSによれば、この執行実績表は、海外における事業展開への取組など事業が多様化してきたことから、その必要性を認識し、平成23年度から作成しているものであり、支出費用の管理や、必要に応じた水道局に対して履行状況を説明し、経費を要する状況について理解を求めるために使用していることである。

執行実績表では、直接費及び外注費を賦課（個別の案件・プロジェクトに割当て）し、労務費、間接費及び一般管理費を配賦（ある基準で費用を配分）することで、案件・プロジェクトごとの売上原価及び営業利益を算定している。ここで、TSSは、労務費及び間接費について、執行額（売上高）から外注費を控除した額の割合、つまり「執行額－外注費」の比率を配賦基準とし、その合計額を一括で配賦する計算を行っている。

<配賦計算のイメージ（数字は仮定）> 労務費、間接費4,000を配賦する。

執行額（売上高）	外注費	配賦基準 （執行額－外注費）	配賦額
2,400	400	(※2) 2,000	(※1) 800
3,600	0	3,600	1,440
6,000	1,600	4,400	1,760
合計	合計	(※3) 10,000	(※4) 4,000

(※1) 800 = (※2) 2,000 ÷ (※3) 10,000 × (※4) 4,000

労務費及び間接費の配賦は、実際に個別の案件・プロジェクトに要した原価を把握し、原価低減等の原価管理を行うために実施される。よって、個別の案件・プロジェクトに要したコストの実態を最も反映する割合を配賦基準として用いるべきである。一般的には、直接作業時間、生産量、材料消費量、作業人員数といった基準で配賦計算が行われる。

しかし、TSSでは執行額から外注費を控除した額の割合で、一括して配賦計算が行われている。このような負担能力による配賦は、あるプロジェクトで原価低減がなされていた場合や、想定以上の労務費が生じていた場合でも、それが当該プロジェクト損益に反映されず、実態との乖離が生じる可能性がある。

特に、売上原価（134億13百万円）のうち57%超を占める労務費（6億60百万円）がコストの実態を反映しない基準により一括で配賦されているため、実際の労力を反映していない労務費が配賦され、原価や損益の数値が原価管理に資する情報としての精度は十分でないと考えられる。

執行実績表は内部管理資料であり、TSSとしても試行的な段階にあり、十分なものと認識していないことではあるが、自らの経営管理に資するため、また、水道局との一体的事業運営体制上、原価低減に資するためには、より実態に即した配賦の方法を検討する必要がある。

特に TSS の売上高の大部分を水道局からの受託業務が占めており、当該受託業務の原価が水道料金であることに鑑みれば、水道局の TSS に対する委託費用の適正性を確保する意味からも、TSS が個別の案件・プロジェクトごとに損益を

管理し、必要に応じて水道局に報告することが必要であると考えられる。

(意見2-3) プロジェクト別原価管理について

TSSでは、個別案件・プロジェクトごとの損益管理について、執行実績表を作成することで行っているが、労務費等を、コストの実態を反映しにくい基準により一括で配賦しているため、計算された案件・プロジェクトごとの原価及び損益は、原価管理に資する情報として十分とは認められない。

個別案件・プロジェクトごとの損益管理を行う趣旨が支出費用の抑制等の管理や、必要に応じて水道局に対して履行状況を説明し、経費を要する状況について理解を求めることからすると、現在、試行的な段階ではあるが、売上原価の大部分を占める労務費については、より精度の高い、実態に即した配賦方法に改善することとされたい。

4. 特定契約について

TSSは株式会社であるが、単なる営利目的企業ではなく、地方公営企業である水道局と一体となって業務を実施する立場にある監理団体でもあるため、各種の契約を締結する際には、競争性と透明性が求められる。この点、「東京都水道局所管東京都監理団体指導監督基準」において、契約の締結方法が定められている。「東京都水道局所管東京都監理団体指導監督基準」では、監理団体の契約締結方法を定めるに当たり、競争契約を最初に定義した上で、競争契約を行うことが合理的ではない場合に他の契約により締結するものと定めている。このようことから、監理団体における契約は、競争原理に基づいた競争契約が原則であると考えられる。

表 6-03 契約方法の定義

契約方法	定義
競争契約	契約相手方となり得る者が複数いる競争性を確保した契約
独占契約	特許、著作権等の関係により、契約相手方が唯一の契約
緊急契約	緊急の必要により競争契約を行う暇がなく、一者とのみ契約手続を行う契約
少額契約	契約金額が少額なため、一者とのみ契約手続を行う契約
特定契約	適切な契約相手方が特定の一方しかない契約等、その他の契約のいずれにも該当しない契約

(水道局「東京都水道局所管東京都監理団体指導監督基準」より監査人が作成)

特定契約は、競争原理によらずに、任意に特定の一方を選定して、その者と契約を締結するものであり、水道局の特命随意契約と趣旨を同じくする契約方法である。特命随意契約は、競争という方法を取らずに、契約担当職員が任意に選択した一方を相手方として締結する契約方法である。特定契約も、競争原理に基づかない点で、競争契約に係る手続の時間を省き、能力や信用等の調査も含めて、業者の選定を容易にする点でメリットがある。しかしながら、その反面、特定の業者に限定する必要性のない業務や物品について、安易に特定契約を用いた発注を行えば、本来は競争性を確保すべき契約が、不適正な価格によって締結されるというデメリットを内包している。

したがって、水道局の特命随意契約が地方公営企業法施行令第21条の14において、緊急の必要により競争入札に付することができないとき、競争入札に付することができない見込みのあるときなど限定された例外的な契約手法として取り扱われているのと同様に、監理団体の特定契約も例外的な契約手法とし

て取り扱われているものと考えられる。この点、「東京水道サービス株式会社契約事務規程」においても、「特定製造者に係る部品の調達、修繕、点検等や事業の必要性等において適切な契約相手方が一者しかいない契約など、その他の契約のいずれにも該当しない契約」という、限定された場合にのみ締結できる旨が規定されている。

以上のように、特定契約による契約の締結は、例外的な契約手法であると考えられることから、その契約が合理的な理由に基づいて締結されているかどうかを検討することは非常に重要である。

ここで、TSSの発注に関する契約種類別における契約件数は表6-04のとおりである。

表6-04 発注に関する契約種類別の件数及び金額

契約種別	平成23年度	平成24年度	平成25年度
競争契約	3,883,180千円(84.8%) 330件(20.5%)	4,139,181千円(86.0%) 253件(18.7%)	4,461,702千円(88.3%) 241件(21.8%)
独占契約	20,036千円(0.4%) 57件(3.5%)	19,960千円(0.4%) 59件(4.4%)	23,933千円(0.4%) 46件(4.2%)
緊急契約	(-) -	2,021千円(0.0%) 2件(0.1%)	23千円(0.0%) 1件(0.1%)
少額契約	67,119千円(1.5%) 877件(54.5%)	66,490千円(1.4%) 819件(60.4%)	49,889千円(0.9%) 595件(53.7%)
特定契約	610,527千円(13.3%) 344件(21.4%)	586,010千円(12.2%) 223件(16.4%)	517,070千円(10.2%) 224件(20.2%)
合計	4,580,863千円(100%) 1,608件(100%)	4,813,665千円(100%) 1,356件(100%)	5,052,619千円(100%) 1,107件(100%)

(TSS作成資料より監査人が作成)

表6-04のように、件数については特定契約の割合が毎年2割前後発生しており競争契約と同水準である。金額については減少傾向であるが、特定契約が毎年5億円を上回り、割合も全体の1割強で推移している。したがって、TSSでは、特定契約が件数も金額も少ないとは言えない状況にある。

TSSの平成25年度の特定契約の中には、表6-05のとおり、合理的な理由とは認め難い特定契約、あるいは特定契約を締結する上での課題が検出された。

表6-05 特定契約に関する検討事項

案件名	契約内容及び検討事項
青写真陽画焼付及び第二原図等作成委託単価契約	<p>【契約の概要】 本契約は、配水本管設計及び工事監督業務に伴い、東京都水道局仕様に基づき青写真陽画焼付及び第二原図等の作成を委託するものである。</p> <p>【契約の種類】 特定契約</p> <p>【契約金額】 441,000円（うち消費税等額 21,000円）</p> <p>【検討事項】 <u>特定契約希望理由①</u> 特定契約希望理由書によれば、「水道局からの要請により緊急性を要する業務（入札用図書）に対応できることが必要となることから、近くに営業所があり、委託業務を熟知しかつ経験がある業者との特定契約を希望する」としていた。 しかしながら、受託可能な業者が1社に限られない可能性が高いため、納品の緊急性という理由は、特定契約によって契約を締結する理由にはならないと考えられる。 なお、本契約は発注した日の翌日に水道局に対して納品する必要があるという事情があったが、同じように緊急的な納品が求められるケースが平成25年度において10件程度発生していたとのことであった。TSSによると、TSSの契約の都合から、委託者（今回は水道局）にサービス低下を生じさせることは許されないとのことではあるが、同様の事情が頻発するようであれば、委託者との事前の調整を密に行うこと等によって、緊急的な納品が生じないように策を講じる必要があったものと考えられる。</p> <p><u>特定契約希望理由②</u> 本契約の希望理由書によれば、当該業者が委託業務を熟知し、かつ</p>

<p>経験があることも理由として記載されている。 しかしながら、このような理由による特定契約を認めることは、と もすれば相手方が固定され、契約自体が情実で左右されること等によ り、競争性や公正性の確保を損なう可能性があるため、合理的な理由 にならないと考えられる。</p>	<p>急性の解釈について、「国内部の事務の遅延により、競争に付する期 間が確保できなくなったことのみをもって緊急の必要があるとして はならない」とされている。この随意契約の緊急性の解釈は、特定契 約も同様に考えるべきであり、単に事務的な理由により納期が短い ということは、特定契約によるべき緊急の必要がある場合に該当しな いと考えられる。なお、TSS は国の行政機関ではないため、当解釈を厳 格に当てはめることまでは求められないが、可能な限り水道局の監理 団体である TSS も従うべきである。</p>
<p>記念品(ユーティ リティバッグ)購 入</p>	<p>被服等再貸与の 定期化等に向け てのシステム開 発委託</p>
<p>【契約の概要】 本契約は、シンガポール国際水週間 2014 において、記念品として 来場者へ配布するためのロゴマーク入りユーティリティバッグを製 品作成依頼するものである。</p>	<p>【契約の概要】 本契約は、被服の貸与に関する業務の効率化を図るために、エクセ ルで構築されたシステムの改修を依頼する契約である。元となるシス テム構築にはコンサルティング料を含め 388 万円の費用がかけられて いるが、そのシステムの構築を行った業者に対して、総額 59 万円で 改修を依頼する特定契約を締結するものである。</p>
<p>【契約の種類】 特定契約</p>	<p>【契約の種類】 特定契約</p>
<p>【契約金額】 803,520 円 (うち消費税等額 59,520 円)</p>	<p>【契約金額】 598,500 円 (うち消費税等額 28,500 円)</p>
<p>【検討事項】 特定契約希望理由① 特定契約希望理由書によれば、過去に記念品として製作されたバッ グが好評であったことを受けて、同等の製品作成のために、前回と同 じ業者との契約を希望している。 しかしながら、過去に好評であったこと、今回も同等の製品である ことが必要理由が不明確であり、合理的な理由にはならないと考 えられる。</p>	<p>【検討事項】 特定契約希望理由 特定契約希望理由書によれば、元となるシステムを構築し、内容を 熟知した業者であることから、特定契約を希望するとしている。また、 業者との交渉を行い、通常よりも有利な金額で契約が締結されてい るため、特定契約として妥当であるとしている。 本契約は、エクセルによるシステムの改修に関して 59 万円という 金額が妥当であるかどうかの検討が必要である。一般的に、システ ムの開発においては、工数及び単価に基づいて、妥当性を検討するこ とが可能であり、また必要であると考えられる。本契約においては、妥 当な金額であるとの検討状況について、記録として確認できない。 そのため、本契約の締結に関しては、当該業者との特定契約の際に 価格の妥当性の検討について不十分であったといえる。特定契約によ ることが合理的である場合であっても、価格の妥当性の検討を実施し た上で、当該特定契約を締結することが必要である。</p>
<p>【検討事項】 特定契約希望理由② 納期が短期間であることから、前回製作時の納品実績があり、既に ロゴマーク等のデータも保有していることで、製作の依頼の手段が少 ないこと等も理由として当該業者との特定契約を希望している。 本契約は、記念品の検討に時間を要した結果、制作の時間が極端に 短くなってしまったこと、また作成するために生地地の輸入から始ま り相当程度時間を要する中で、確実に調達する必要性があることを考 慮すると、対応できる業者が限られていたこと等の理由があったと のである。 しかしながら、「公共調達の適正化について」(平成 18 年 8 月 25 日 付け財計第 2017 号財務大臣通知)によれば、国の随意契約に関する際</p>	<p>【検討事項】 特定契約希望理由 納期が短期間であることから、前回製作時の納品実績があり、既に ロゴマーク等のデータも保有していることで、製作の依頼の手段が少 ないこと等も理由として当該業者との特定契約を希望している。 本契約は、記念品の検討に時間を要した結果、制作の時間が極端に 短くなってしまったこと、また作成するために生地地の輸入から始ま り相当程度時間を要する中で、確実に調達する必要性があることを考 慮すると、対応できる業者が限られていたこと等の理由があったと のである。 しかしながら、「公共調達の適正化について」(平成 18 年 8 月 25 日 付け財計第 2017 号財務大臣通知)によれば、国の随意契約に関する際</p>

<p>給水装置系業務の調査分析委託</p> <p>【契約の概要】 本契約は、給水装置系業務における業務上の問題点を抽出し、業務改善に活かすための調査分析を委託するものである。</p> <p>【契約の種類】 特定契約</p> <p>【契約金額】 21,000,000 円（うち消費税等額 1,000,000 円）</p> <p>【検討事項】 <u>特定契約希望理由</u> 特定契約希望理由書によれば、他社にない優れたソフトウェアを有するという当該業者との特定契約を希望しており、他社にはない手法と、その手法による実績を理由としている。 しかしながら、特定契約はあくまで例外的な契約手法であることから、特定契約による前に、本当に特定契約でなければならない契約であるかの検討が求められる。本契約においては、給水装置系業務という広範な業務において、専門家が実際に現場に入り込み、観察やインタビューを実施することで、現場で起きている本質的課題や潜在的ニーズを把握していく手法であるが、実際に他社にはない手法であることや、当該業者の優位性を明らかにするためにも、直ちに特定契約とするのではなく、同様のスキルを持つ他社の参入も考慮し、プロポーザル等の方法による委託先の選定も可能であったと考える。 仮に当該業者の用いる手法が真に優れていたとしても、監理団体として、地方公営企業たる水道局と一体となって業務を実施する立場にある TSS においては、プロポーザル等により競争性と透明性を確保した上での契約が求められると考えられる。</p>	<p>(指摘 2-2) 特定契約について 監理団体である TSS においては、効率性や公共性の観点から、競争性と透明性を確保した上で契約の締結がなされるべきであり、安易な理由による特定契約の締結を認めるべきではないが、平成 25 年度において、合理的な理由に乏しい特定契約を締結している案件が認められる。TSS はその売上高の大部分を水道局からの受託業務が占めており、当該受託業務の原資が水道料金であることに鑑み、水道局の TSS に対する委託費用の適正性を確保するため、特定契約を締結する際、その契約に特定契約によるべき合理的な理由があるのか、また合理的な理由がある場合も価格等が合理的であるのかについて詳細な検討を經た上で決定されたい。</p>
---	--

5. 水道メータの保管及び管理について

(1) 水道メータの有効期限について

水道料金の算出に用いられる水道メータは、それ自身が機械的構造であることから、経年劣化に伴う性能低下等の諸現象が起り得る。各戸用メータのような特に料金取引や証明用に使用されるメータは、計量法(※)の規定により、一定の有効期間(8年)が定められている。8年以上経過した取引用メータは、それが正常であるかにかかわらず、検定の更新をしなければ使用できないことになっている。

※ 計量法施行令第18条(検定証印等の有効期間のある特定計量器)

水道メータの有効期間は8年とする旨の細目が計量法施行令別表第3に規定されている。

ここで、水道局によると、メータの有効期限が切れた場合には、東京都給水条例第25条第1項の規定により使用水量を認定し、その認定使用水量に基づいて水道料金を請求していることから、有効期限が切れたメータを水道料金の算出に使用してはならず、法令上違反とはならないことである。

TSSでは、水道局からメータの交換や在庫管理などのメータ管理業務を受託し、水道メータの保管・管理業務を行っている。メータの有効期限は水道料金ネットワークシステム(通称:SWAN)で管理されており、それを基に予定交換数量を把握し、順次交換作業を行っている。

しかし、平成25年度末現在、交換時期が遅れ、有効期限切れとなっている水道メータが4,818件存在している。その主な理由は、表6-06のとおり、管・継手・腐食・不良等、使用者不在等、止水栓埋没・積載不明等、メータ埋没・積載不明等である。

表6-06 平成23年度から平成25年度の有効期限切れメータ件数

(単 位 : 件)

未施工原因	平成23年度末	平成24年度末	平成25年度末	備考
①管・継手・腐食・不良	3,282	4,437	3,807	メータの前後配管等が経年劣化により腐食しているものや、配管不良によりメータの取替えができないもの
②使用者不在等	708	899	775	使用中だが、別の場所に居住している又は訪問しても不在等、連絡が取れず家屋に立ち入れないもの
③止水栓埋没・積載不明等	130	119	153	止水栓弁の埋没や積載物等により止水栓の位置が特定できないことから止水ができず、メータの取替えができないもの
④メータ埋没・積載不明等	66	104	83	メータ及びメータボックスの埋没や積載物等によりメータの取替えができないもの
合計	4,186	5,559	4,818	(TSS作成資料より監査人が作成)

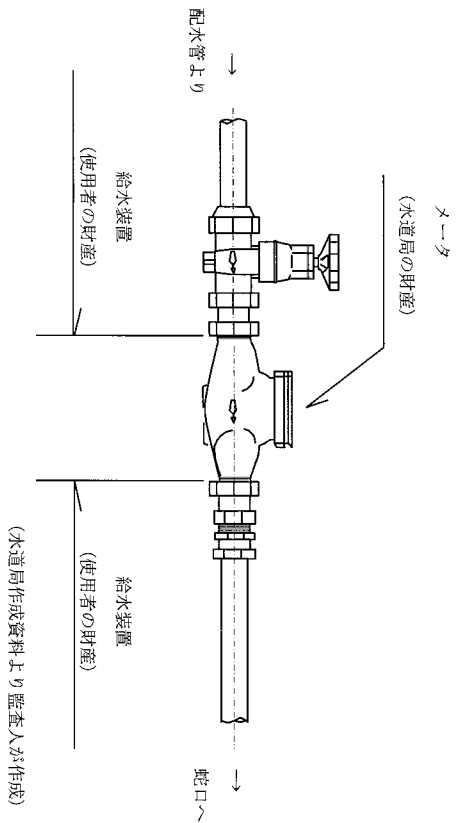
ここで、有効期限が切れているメータは、以下のとおり使用者に連絡を取りながら調整を図ったものから取り替えている。

未施工原因	対処方法
①管・継手・腐食・不良	原因となる状況の早期改善を図るよう使用者等へ依頼するとともに、改善時期や改善の進捗状況を確認している。
②使用者不在等	使用者への連絡及び接触を粘り強く試みることで、メータの取替えについて理解をいただく。
③止水栓埋没・積載不明等	原因となる状況の早期改善を図るよう使用者等へ依頼するとともに、改善時期や改善の進捗状況を確認している。
④メータ埋没・積載不明等	原因となる状況の早期改善を図るよう使用者等へ依頼するとともに、改善時期や改善の進捗状況を確認している。

なお、水道メータは水道局の財産であるため交換自体は無償で行われるが、

その前後の配管等は使用者の所有物であるため、TSSとしては、交換を行うことができない原因が解消されるまで、メータの交換を行うことができない。

図 6-01 メータ及び給水装置の財産区分



(意見 2-4) 水道メータの有効期限について

水道料金の算出に用いられる水道メータは、計量法の規定により、有効期間が 8 年と定められている。TSS では、水道局からメータ交換や在庫管理などのメータ管理業務を受託し、メータの有効期限内にメータの交換を行う必要があるが、交換時期が遅れて有効期限切れとなっている水道メータが平成 25 年度末現在 4,818 件存在している。TSS の説明によれば、メータの交換を行うには、水道利用者の対応に由来するものとなるため、TSS で直ちに交換することが困難な場合が多いとのことである。

しかしながら、メータの有効期限が切れた場合には、認定使用水量に基づく水道料金の算出方法を採用することとなるため、TSS は、そのような状況を極力解消すべく、水道局と連携して、水道利用者との水道メータ交換に向けた折衝などの取組を引き続き積極的に実施していくこととされたい。

(2) 水道メータの発注と在庫管理について

水道メータの予定交換数量は、水道局の水道料金ネットワークシステム（通称：SWAN）で管理されている各戸用メータの有効期限を基に把握することができる。

平成 25 年度において、水道メータの購入及び全体的な在庫数量管理は水道局が行い、年に 4 回、予定交換数量に安全率分の在庫を考慮して調達（入札・契約）手続を実施している。

メータの納品は月に数回の頻度で行われ、納品されたメータの保管及び管理業務は、水道局からのメータ管理業務委託を受けて TSS が行っている。

TSS は、各給水管工事事務所単位でメータを保管・管理し、水道局が契約するメータ交換工事の受注者へ、取り替えるメータの受け渡しなどを行っている。以上の手続等をまとめると表 6-07 のとおりである。

表 6-07 水道メータ管理業務

頻度	手続	水道局（給水課量水器係）	水道メータメーカー	TSS
年に 4 回程度	①メータ購入計画	○	-	-
	②入札・契約手続	○	○	-
月に数回程度	①納入数量、日時の決定	○	-	-
	②メータ納品	○	○	○
		(製品検査)	(納品)	(受入)
	③在庫の保管・管理	-	-	○
	④在庫数量の全般管理	○	-	-

(TSS 作成資料より監査人が作成)

水道局では、水道メータの発注について、年間予定交換数量を年に 4 回に分けて実施している。この調達は、WTO 協定（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令）に該当するため、公告、入札、契約から納品までに 4 か月から半年の時間を要している。